

オーストラリアの排出量取引制度 産業支援の内容

2009年10月26日

株式会社あらたサステナビリティ

早乙女 知

オーストラリア政府は、前政権からヨーロッパ以外で初めてとなる排出量取引制度導入を表明し、制度の整備を進めています。先般、一旦関連法案が否決されたものの、その後も政府は法案成立に向けて動いており、成立すると、規制の対象となる業種では大きな影響が予想されます。本稿では、支援策を含めたオーストラリアの排出量取引制度の概要と、制度の影響についてご紹介します。

オーストラリアで検討されている排出量取引制度の概要

2008年12月に公表された Carbon Pollution Reduction Scheme :炭素汚染削減制度。以下 CPRS)のホワイトペーパー(制度案)では、排出削減中期目標の設定がなされ、CPRS の設計、産業に対する各種支援措置、家庭に対する支援措置など包括的な政策が盛り込まれました。

翌年の2009年3月には、ホワイトペーパーに基づき、かつ世界不況の影響も踏まえて作成した CPRS 法案の草案を公表し、その中心的な仕組である国内排出量取引制度の全容を明らかにしています。パブリックコメントを経て、同年5月に議会に提出された法案の概要は下記の通りです。

- ・ キャップの設定期間は、2012年-13年から、2014年-15年とし、遵守期間は7月1日から翌年6月30日までの1年間(会計年度)とする。制度開始初年の2011年-12年は、キャップは課されない。
- ・ 対象ガスは、京都議定書で規定されている温室効果ガス(CO₂、CH₄、N₂O、SF₆、HFCs、PFCs)
- ・ 対象となる企業は約1000社でオーストラリアの排出量の75%をカバー。
- ・ 同制度は2011年に開始し、2012年7月の全取引が開始されるまでは、排出枠は10オーストラリアドルの固定価格とする。
- ・ 排出量が多く国際競争下にある産業(Emissions-intensive trade-exposed : EITE 産業)の企業は、EITE 産業支援を申請することにより、無償排出枠を受け取る。
- ・ 政府は、電気業界調整制度(Electricity Sector Adjustment Scheme)により、石炭火力発電業界の支援策とする。制度により、業界は排出枠の固定配分を通じて、同制度開始5年間は約38億オーストラリアドルを受け取る。

なぜ EITE 産業の支援が必要か

日本では、現在2020年までに1990年比25%削減という目標が提示され、一部の業種・企業がその可能性を表明しているように、排出量取引を導入するにあたり、温室効果ガス排出量が多い産業が海外へ移転してしまう懸念が発生します。オーストラリアの CPRS においても、その対応策として、EITE 産業への支援を盛り込んでおり、その主な概要と特徴は下記の通りです。

- ・ 義務対象者には、当該年度の排出枠が配分され、排出枠は、政府が開催するオークションにおいて有償で購入しなければならないが、EITE 産業には排出枠の無償割当てによる補償支援がある。
- ・ 確実かつ公平に産業を補償するために、ETIE 産業支援の対象は特定の「活動」を基本とする。
- ・ 無償排出枠の配分は、前年度の生産量に基づいて決定される。
- ・ その際に基準となるのは、産業毎に設定された、直接排出、電力使用、天然ガスの使用に関わる原単位である。
- ・ 生産量の増加や施設の閉鎖が予定されている場合、また、前年度に実績の無い新規参入者の申請方法は複雑になる。
- ・ 申請書類は、第三者による保証を受けなければならない。
- ・ グローバルリセッションへの対策として、無償割当分を時限措置で増加させる。

EITE 産業の支援対象として 15 以上の活動が検討されていますが、適格性がある活動の第 1 弾として下記の 8 つの活動が公表されました。活動は、支援内容により「排出量が非常に多い」と「排出量が中程度に多い」の 2 つのカテゴリーに分類されます。

1. 排出量が非常に多い活動： カーボンブラック生産(carbon black production)、バルクフラットガラス生産(bulk flat glass production)、メタノール生産、シリコン生産、亜鉛製錬(zinc smelting)、新聞用紙製造(newsprint manufacturing)

【排出集約度が下記の条件の活動には、90%を無償割当】

- ・ 100 万オーストラリアドル(約 7,500 万円)の収益当たり、少なくとも 2,000 t-CO₂e 又は
- ・ 付加価値(Value Added) 100 万オーストラリアドルの収益当たり、少なくとも 6,000 t-CO₂e

2. 排出量が中程度に多い活動： ガラスコンテナ生産(glass container production)、チタン白顔料(二酸化チタン)の生産(white titanium dioxide pigment production)

【排出集約度が下記の活動には、60%を無償割当】

- ・ 100 万オーストラリアドル(約 7,500 万円)の収益当たり、1,000 ~1,999 t-CO₂e 又は
- ・ 付加価値(Value Added) 100 万オーストラリアドルの収益当たり、3,000~5,999 t-CO₂e

※ 1 オーストラリアドル=75 円で換算

早い対応がビジネスチャンスへ

オーストラリアの CPRS 法案は、6 月に下院を通過したものの、上院で否決され、現在政府は法案設立に向けて、対応を行っている状態です。オーストラリアで事業を展開している企業は、廃案となったからオーストラリアでは排出量取引制度が導入されない、と判断するのではなく、導入されることを前提にしたコンプライアンス対応と同時に、上記のような支援制度をビジネスの機会として見逃さないことが重要となってきます。明確な戦略を立てることは、結果として対応にかかるコストを削減することにもつながります。以下に、今後予想される制度のスケジュールと、企業の経済的負担を簡単にまとめました。温室効果ガスの削減計画も、こうした中長期的な視点をもって考えていく時代がきていると言えます。

- **ビジネスチャンス**

- ・ **コンプライアンス** : NGER Act*¹に伴う温室効果ガス排出量算定のシステムやプロセスの改善機会
- ・ **戦略** : EITE 産業支援による排出枠(補償金)の受取りや、全体的で確実なカーボンマネジメントによる、経済的負担の軽減

- **リスク**

- ・ **コンプライアンス** : NGER Act のコンプライアンス違反による重いペナルティ
- ・ **戦略** : EITE 産業支援などを逸することによる、排出枠(補償金)の不十分な受け取り
- ・ **風評被害** :コンプライアンス違反や不十分なカーボンマネジメントによる世評の低下

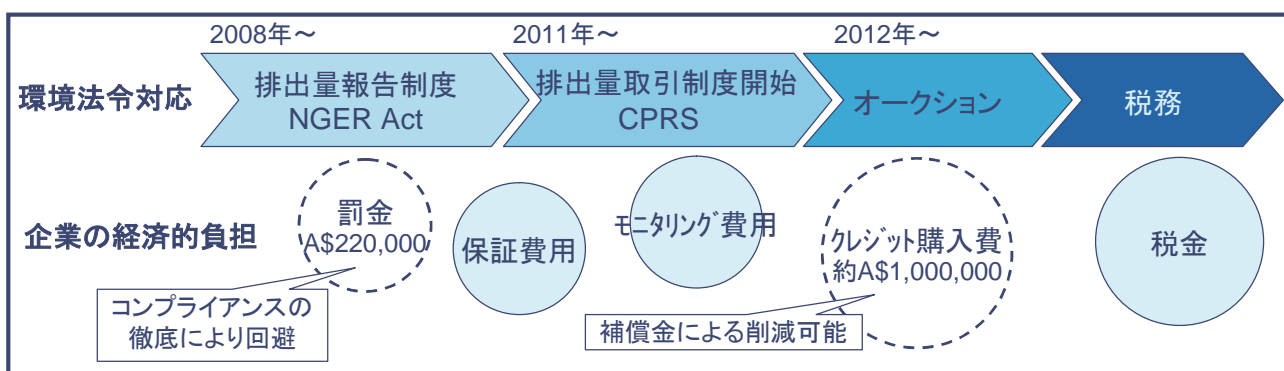


図 オーストラリアの排出量取引制度関連の流れと経済的負担

※1 National Greenhouse and Energy Reporting Act。オーストラリア排出量取引制度の要となる温室効果ガスおよびエネルギーに関する報告制度 (National Greenhouse and Energy Reporting System : NGERs) の法的枠組みを設けたもので、2007年9月に施行されている

参考 URL

オーストラリア政府、排出量取引制度の公式サイト “Carbon Pollution Reduction Scheme”

<http://www.climatechange.gov.au/government/initiatives/cprs.aspx>

PwC オーストラリア、“Sustainability & Climate Change Bulletins”

<http://www.pwc.com.au/advisory/publications/7A29652110477D2FCA2574FC007A85FA.htm>

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

‘PricewaterhouseCoopers’ refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.